

東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務 仕様書

1 事業名称

東大阪市公園灯LED交換長期賃貸借業務（以下、本業務という。）

2 事業場所

東大阪市内の都市公園、児童遊園他

3 事業概要

契約方式及び契約年数

(1) 賃貸借契約（付帯サービス付き）

契約年数 10年間

(2) LED公園灯への改修等

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

個々の機器等の設置が完了した時点から供用を開始することとし、長期賃貸借契約開始日までに障害が発生した場合には、契約事業者の責において補修等を行うものとする。

(3) LED公園灯賃貸借（期間中の維持管理・修繕等を含む）

令和4年4月1日から令和14年3月31日（10年間）

4 事業内容

(1) 調査業務

- ① 公園照明灯・トイレ灯(以下、「公園灯等」という)の現地調査
- ② 電力会社契約との突合
- ③ 電力会社契約との不一致リストの作成・解消
- ④ 東大阪市公園照明灯台帳の整備
- ⑤ 既設ポール等の目視点検結果

(2) LED照明器具の選定業務

- ① 事前調査に基づく最適なLED照明器具の選定
- ② 自動点滅器（電子式）又は自動点滅機能（電子式）内蔵機器の選定
- ③ 公園照明灯の管理プレートの選定
- ④ 削減される電力量及びCO2排出量データの作成
- ⑤ 電気代削減効果

(3) LED照明灯具の交換に関する業務

- ① 施工計画の策定
- ② 施工・施工管理及びその関連業務
- ③ 安全面に関する業務
- ④ 撤去された照明器具等（安定器を含む）廃棄処分
- ⑤ 電力会社への変更申請
- ⑥ 公園照明灯への管理プレートの設置
- ⑦ 公園照明灯台帳データの更新・納品

(4) 賃貸借期間中の維持管理業務

- ① 修理体制の確立

- ② 既設及び新設 LED 公園灯を含む公園照明灯の維持管理の方法・保証（無償修繕等）
- (5) その他上記の業務に付随する業務

5 対象予定数量

(1) 公園照明灯

| 灯具等区分 | 全体数量（灯） | 既設 LED 数量（灯） | 本業務交換数量（灯） |
|--------------|---------|--------------|------------|
| 公園灯（10W まで） | 3 | | 3 |
| 公園灯（20W まで） | 150 | 32 | 118 |
| 公園灯（40W まで） | 161 | 32 | 129 |
| 公園灯（60W まで） | 21 | | 21 |
| 公園灯（100W まで） | 72 | | 72 |
| 公園灯（200W まで） | 174 | | 174 |
| 公園灯（300W まで） | 680 | 50 | 630 |
| 公園灯（400W まで） | 37 | | 37 |
| 合計 | 1,298 | 114 | 1184 |

※令和3年3月末現在の数値である。

※公園灯の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

(2) トイレ照明灯

| 灯具等区分 | 数量（灯） |
|--------------|-------|
| トイレ灯（10W まで） | 4 |
| トイレ灯（20W まで） | 102 |
| トイレ灯（40W まで） | 176 |
| トイレ灯（60W まで） | 9 |
| 合計 | 291 |

※令和3年3月末現在の数値である。

※公園灯の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

6 配布資料

- (1) 市内公園位置図
- (2) 公園灯調書【参考】
- (3) 公園灯写真【参考】
- (4) 関西電力の利用実績一覧

7 調査業務の仕様

(1) 調査対象公園数

| 公園種別 | 箇所数 |
|----------|-----|
| 都市計画公園 | 112 |
| その他の都市公園 | 143 |
| 児童遊園 | 70 |
| 合計 | 325 |

(2) 現地調査

- ① 本市が管理する全ての公園灯等について公園内の位置、公園灯の管理番号等設備管理上必要となる各種情報の調査を行うこと。
- ② 本市が管理する公園灯等全てについて、灯具の規格・種類・取付方法など灯具交換に必要な具体的な設備内容の調査を行うこと。(具体的には本市と協議する)
- ③ 調査時においては、灯具の遠景・近景・近接写真(公園灯番号が確認できるもの)を撮影し、導入する公園照明灯台帳システム内に格納すること。
- ④ 公園内の分電盤設置箇所の確認を行い、分電盤と接続している灯具を調査の上、系統図を作成すること。
- ⑤ 受注者は、既存照明器具が設置されているポール、アーム等を点検し、腐食等による強度劣化が発生していないか確認を行い、確認された場合は、発注者に報告すること。また、特に劣化が激しく、大きな穴が空いている、ぐらつく等状況を確認した場合は、ただちに発注者に報告すること。

(3) 電力契約との照合

上記(1)の調査結果を基に、本市が管理する公園灯等全てについて、電力会社と連携のもと既設公園灯等に係る電力契約の照合・確認を行うこと。

(4) 電力契約と不一致リストの作成・解消

電力会社データとの照合の結果、不一致となったものについては、リストを作成し、施工部門に引き継ぎ解消を図るとともに、最終的に残ったものは、施工部門と電力会社と協議のもと解消を図ること。

(5) 公園照明灯台帳の整備

- ① 公園照明灯台帳は、本市が所有する帳票形式を参考にして、公園照明灯に関する設備の把握・管理及びデータ更新等が容易に行えるよう配慮した台帳システムを提案すること。(Excel形式+shape形式)
- ② 施工時には、灯具の遠景・近景・近接写真(公園灯番号が確認できるもの)の3カット(デジタルカメラ撮影)を格納し、指定のフォルダー名を付与するとともに、分電盤系統図も台帳システムにて運用可能なように工夫すること。
- ③ 調査結果に基づき得られたデータを公園照明灯台帳に追加登録し、施工時においても活用できるようにすること。
- ④ 照明柱には、維持管理のため管理番号や管理機関名称の入った管理シール等を新たに作成・設置すること。

8 LED 照明器具選定仕様

(1) 基本事項

設置する照明施設は、全て日本国内メーカー及び国内生産機器を使用すること。工期内に対象数量の照明施設を製造・供給できる照明施設であること。

(2) 適用範囲

- ① 本仕様は、「東大阪市公園灯 LED 交換長期賃貸借業務」における公園灯等について、適用すること。
- ② LED 公園灯等は、既設灯具と同程度の照度を確保することを基本とする。

(3) 適用基準及び規格

- ① 電気用品安全法 技術基準別表第八
- ② JIS C8105-1 照明器具-第1部：安全要求事項通則
- ③ JIS C8152-1 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法第1部

- ④ JIS C8152-2 照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法第2部
- ⑤ JIS C8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様
- ⑥ JIS C8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項
- ⑦ 公益法人日本防犯設備協会 「優良防犯機器認定制度 (RBSS)」 認定品又は同等品以上の性能が証明できるもの。
- ⑧ その他関連法令及び規格

9 各個別の灯具仕様

(1) 公園灯タイプ

① 器具交換

本仕様は公園灯に使用する LED モジュールを光源とする LED 照明器具の屋外照明を対象とする。

公園灯具は既設灯具と同程度の照度を確保することを基本とし、既設器具よりも器具受圧面積が大きい場合には、JIL 1 0 0 3 : 2 0 0 9 「照明用ポール強度計算基準」に規定する所定の計算を行いポール強度の確認を行うこと。

② 灯具性能

ア. 既設灯具と同程度の照度を確保することを基に、現場の状況及び既設灯具の種類・消費電力に応じたLED灯具に更新する。

イ. 現場環境による住民等の要望に対して速やかに対応できるよう、基本的に遮光ルーバーの取付け、取外しが可能な構造とする。

ウ. 既設柱に設置するため、既設径に対応出来るような構造であること。設置が困難な場合はアダプターを設置し、灯具交換を行うものとする。

エ. 灯具本体はアルミダイキャスト製とする。本体色はシルバー系ダークブラウン色を基本とし、既存施設の状況に応じて他の色への着色を要する場合もある。

オ. 灯具グローブはグレアを軽減する仕様であること。

カ. 相関色温度は5000K 相当以下とする。

キ. 平均演色評価数はRa 60以上とする。

ク. LED モジュール装置の定格寿命は、60,000時間とする。

ケ. 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能を搭載する。

ア) ノーマルモード4 kV以上

イ) コモンモード15 kV以上

コ. 灯具は品質を保証する為、ISO9001 及び ISO14001 を取得している 日本国内メーカーとする。

サ. 灯具メーカーは、LED照明灯具の製造・販売の実績が10年以上あること。

(2) ランプ交換

① 適用範囲

本仕様は、HID 置換形白色・電球色系LEDランプについて適用する。

HID 置換形白色・電球色系 LED ランプは、水銀ランプ

300W,250W,200W,100W,80W,40W 相当に置換のできるものとする。

② 構造

HID置換形LED ランプは、既存の対象照明灯のランプのみを交換して既存相当の効果をj得るものとし、屋外環境での使用に耐え得る構造とする。

ア.HID置換形LED ランプは、公園照明器具のうち、水銀灯40W以上の機種に適合可能とする。なお、振動等の影響によるランプの緩み落下を防止するため、防振パッキ

ン等により防止策を講ずること。

イ. 電源装置は、内蔵形もしくは別置型とする。(別置型の電源装置は原則としてポール内に収納すること。)

ウ. 入力電圧は、AC100/200～242V のフリー電圧とする。

エ. 固有エネルギー消費効率は、白色系 LED ランプは 110lm/W 以上有すること。

オ. LED ランプの質量・寸法・形状は、以下に示すとおりとする。

| ランプ種類 | 消費電力 | 口金 | ランプ質量 |
|--------------|--------|-----|----------|
| 水銀ランプ 40W相当 | 15W以下 | E26 | 200 g 以下 |
| 水銀ランプ 80W相当 | 25W以下 | E26 | 200 g 以下 |
| 水銀ランプ 100W相当 | 35W以下 | E26 | 500 g 以下 |
| 水銀ランプ 200W相当 | 65W以下 | E39 | 1Kg 以下 |
| 水銀ランプ 250W相当 | 85W以下 | E39 | 1Kg 以下 |
| 水銀ランプ 300W相当 | 120W以下 | E39 | 1Kg 以下 |

カ. 定格寿命は 40000 時間以上 (光束維持率 80%以上) とする。

キ. 品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカーの国内製造製品であること。

ク. ランプメーカーは LED 照明灯具の製造・販売の実績が 10 年以上あること。

(3) 防犯灯タイプ

防犯灯にて対応する照明設備については次によることとする。

本設備に係る電力会社申請時の入力容量は以下のとおりとする。

| 既設防犯灯種類 | 設置間隔 | 電力契約 |
|----------------|-------|---------|
| 蛍光灯 20W、40W 相当 | ランク S | 10VA 以下 |
| 水銀灯 100W 相当 | ランク L | 20VA 以下 |

(設置間隔はクラス B+におけるものとする。)

また、以下の事項の性能等を満たすものを設置すること。

① 灯具性能

ア. 公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度 (RBSS)」認定品若しくはそれと同等品以上の性能が証明できるものであること。

イ. 電圧は 100～240V のフリー電圧で使用出来ること。

ウ. 灯具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

エ. 電波障害の発生が制御されている灯具であること。

オ. フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。

カ. 防塵防水仕様は、IP44 以上を満たしていること。

キ. 照明は、白色系とし、色温度は 4500±1000 までとする。

ク. 灯具発光部のグローブの材質はポリカーボネートかそれと同等以上の性能を有する素材を使用していること。

ケ. 自動点滅器が内蔵されている灯具であること。

コ. 灯具は品質を保証する為、ISO9001 及び ISO14001 を取得している 日本国内メーカーとする。

サ. 灯具メーカーは、LED 照明灯具の製造・販売の実績が 10 年以上あること。

(4) 道路灯タイプ

道路灯にて対応する照明設備については次によることとする。

本設備に係る電力会社申請時の入力容量は以下のとおりとする。

| 既設器具種類 | 電力契約 | 規格 |
|-------------|----------|----------|
| 水銀灯 200W 相当 | 40VA 以下 | KHE030 |
| 水銀灯 250W 相当 | 60VA 以下 | KCE050-2 |
| 水銀灯 300W 相当 | 80VA 以下 | KCE070-2 |
| 水銀灯 400W 相当 | 100VA 以下 | KCE100-2 |

① 灯具性能

- ア. LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月国土交通省）、道路・トンネル照明機材仕様書（平成 30 年版建設電気技術協会）に準拠した製品であること。
- イ. 照明は、白色系とし、色温度は 4500K±1000 までとする。
- ウ. 入力電圧は 100/200V に対応できること。
- エ. 灯具は品質を保證する為、ISO9001 及び ISO14001 を取得している 日本国内メーカーとする。
- オ. 灯具メーカーは、LED 照明灯具の製造・販売の実績が 10 年以上あること。

(5) トイレ照明仕様

本仕様は、公園のトイレ内の照明器具を LED モジュールを光源とする器具への交換を対象とする。

① 灯具性能

- ア. 灯具の設計寿命は 40,000 時間以上であること。
(光束維持率 80% を下回る点灯時間を寿命とする。)
- イ. 動作保証温度は、周囲温度 5℃～35℃を満たすこと。
- ウ. 照明は、白色系とし、色温度は 4,500K±2000 までとする。
- エ. 電圧は、100V もしくは 100V～240V のフリー電圧で使用出来ること
- オ. 灯具本体の材質は亜鉛鋼板または同等以上の性能を有する素材を使用していること。
- カ. 平均演色評価数は、Ra70 以上とする。
- キ. 定格光束値は、下表による。

| 既設種別 | 定格光束値 |
|-------------|-----------|
| 蛍光灯 10W | 400lm 以上 |
| 蛍光灯 20W | 800lm 以上 |
| 蛍光灯 32W・40W | 2000lm 以上 |

- ク. 既設器具を再使用して LED ランプに交換する場合は、既設器具のランプの明るさ相当の LED ランプを選定すること。

1.0 自動点滅器の仕様

既設灯具が外付けの自動点滅器が設置されている場合は電子式の自動点滅器を採用し、電子式の自動点滅機能内蔵タイプがある場合は、その灯具を採用する。

1.1 管理プレート仕様

管理プレートは、ステンレス製のプレートにシールを貼付し、ステンレスバンドで固定する方式とし、シールは紫外線などのへの対候性能の高いものとする。また、トイレ照明灯については、管理プレートによりがたいので、10年間の使用に耐えうるシールを提案すると。

1.2 LED照明灯交換に関する仕様

(1) 共通事項

① 工事期間

契約締結日より令和4年3月31日（土）まで。

(2) 施工計画の策定

工事着手前には、施工計画書（施工体制、施工計画）を作成し、本市と事前に調整を図ること。

(3) 施工・施工管理及びその関連事項

① 灯具の交換に当たっては、地域活性化の観点から本市の業者登録（電気）に登録されている市内の電気工事業者の活用を図ること。

② 工事期間中に発生する住民要望に関しては、迅速に対応すること。また、その材料費等については、受注者の負担とする。（遮光板、角度調整等）

③ 契約締結日以降に球切れ等が発生し、本市から優先して交換の指示がある場合は、指示から原則3日以内に対応すること。

④ 工事を実施する際には、関係各所との事前調整を行い、事故・トラブルの防止に努めること。

⑤ 交換工事に伴う作業員の高所作業に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働に関する法律及び規則等に準じ、十分な安全確保を図ること。

⑥ 内蔵されている自動点滅器が正常に作動しないと想定される場合は、調整して対処すること。

⑦ 交換するLED灯具については、本市の指定する方法・仕様書等及び工事計画書を遵守すること。

⑧ 交換工事の際は、既設配線を流用して接続する。新設で配線が必要な場合は、エコケーブルを使用すること。これによらない場合は、別途協議する。

⑨ 交換工事時に必要な照明施設材料等の置き場については、受注者で用意すること。

⑩ 交換工事に必要な手続き等は法令に従い行うこと。なお、手続き等に関わる一切の費用は本業務に含み、受注者の負担とする。

⑪ 交換工事中に発生した事故等もしくは第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任及び負担で対応すること。

⑫ 契約期間中の灯具交換に係るすべての費用については、受注者の負担とする。

(4) 安全面に関する事項

① 交換工事の際、公園利用者及び市民の通行等の安全に配慮し、交通誘導員や保安員を配置する等安全対策を講じること。また、工事に関する必要な申請等があれば関係機関と調整を速やかに行うこと。なお、申請に関する費用は受注者の負担とする。

② 住民等への事前告知が必要な場合は、回覧用資料（チラシ等）を準備すること。なお、その内容については、本市の指示に従うこと。内容については、本市の指示に従うこと。

③ 交換工事等の作業時間については（原則として）昼間の午前9:00～午後5:00までの施工とするが、近隣住民及び公園愛護会、地元自治会等との調整により夜間施工となる場合も受注者の責任及び負担で対応すること。

(5) 撤去された照明器具等のリサイクル及び処分

① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を厳守しつつ、リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。

- ② 撤去した照明器具等の中で再利用できるものについては再利用すること。
 - ③ 撤去された照明器具（安定器を含む）及び電源装置等の処分は、関係法令に基づき適切に処分すること。なお、処分完了後、発注者へ報告すること。ただし、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。また、安定器に関しては、PCB含有の有無を確認し、安定器の型番(写真撮影のもの)及び数量を本市に事前に報告すること。
 - ④ 撤去する電気装置等にアスベストが含まれていた場合、適切に処分すること。
- (6) 関西電力への変更申請
- ① 関西電力への変更申請に当たっては、関西電力と十分協議を行い、工期内に手続きが完了すること。
 - ② 電力会社への変更申請は電子申請であるので、申請したことの分かる控えを確保し、工事完了後に引き渡すこと。
- (7) 公園照明灯台帳データの更新・納品
- 公園照明灯台帳データの更新は工事の進捗に準じて処理を行い、工事完了後には電子媒体にて納品すること。
- (8) 個別事項
- ① LED 灯具の交換に伴って、既設の自動点滅器が電力会社のものである場合は、電力会社と協議して取り外し保管すること。
※処分に関しては、関西電力と協議すること。
 - ② LED器具の交換に当たって、アタッチメントが必要な場合は、本市と協議して取換方法を決定すること。また、アタッチメントの費用は、受注者が負担する。
- (9) 適用基準及び規格
- ① 電気設備技術基準
 - ② 内線規程
 - ③ 電気設備工事共通仕様書
 - ④ 電気設備工事標準図
 - ⑤ その他関連法令及び規格

1.3 賃貸借期間中の維持管理業務

- (1) 維持管理対象設備
- 賃貸借設備とともに既にLED化されている公園灯等(114灯)及び今後10年間に新設する公園灯(約50灯)を対象とする。
- (2) 修繕等の受付・修理
- 市民等からの修繕連絡(不点灯等)は本市で受け付ける。
本市における受付は、平日9時～17時30分までとし、本市から連絡を受けた受注者は迅速に現場確認、修理を行う。
- (3) 修理体制の確立
- ① 受注者においては、迅速な対応が可能な体制を整えるとともに、施工計画書とともに維持管理体制等の計画書も併せて提出すること。
 - ② LED照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの期間、灯具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
 - ③ ポール及びアームが腐食により建替え等が必要となった場合については、発注者の費用で照明柱及び共架柱の取替を行い、灯具の移設は受注者の費用で行うものとする。
 - ④ 既設LED灯及び今後10年間に新設する公園灯が不点灯により修理が必要となった場合の修理、取替え等についても受注者の費用負担で処理すること。(既設の自動点滅器

に起因する不点灯も対象とする。)

- ⑤ 修理については、原則として、依頼を受けた日から起算して3日以内（原則、土日、祝日を除く営業日とする。）に調査・修繕を行うこと。

ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（公園灯の倒壊等により危険がある）は、本市から連絡を受けてから、24時間以内に応急的な措置を実施すること。

その際に生じる費用については、その損害の原因により受注者又は本市が負担する。

ア 本市が負担する場合

- ・本市(本市の依頼における清掃、近接する樹木の伐採剪定及び除雪等の作業によるものを含む。)の責による損害
- ・地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- ・戦争、暴動、変乱による損害

イ 受注者が負担する場合

- ・リース設備としての不具合及び火災・落雷・盗難・破損・いたずら、風水害等による洪水や土砂崩れ等の火災、車両等の接触・衝突、電氣的・機械的的事故により生じた損害

- ⑥ 緊急時における連絡のため、緊急連絡網を事前に構築する。

- ⑦ 上記修理が完了した場合は、完了報告を終了後及び月末報告を行うこと。

(4) 公園灯台帳の維持管理

- ① 賃貸借設備及び既設 LED の公園灯等（撤去、移設）・10年間に新設される公園灯等についても公園灯台帳に登録し、維持管理を行うこと。

なお、10年間に新設される灯数は最大でも50灯程度である。

（これを超える場合は別途協議する。）

- ② 公園灯台帳の更新は、原則年1回とする。（実施方法は、別途協議する。）

(5) 保証期間

賃貸借物の保証期間は、賃貸借物が正常に使用可能となった日から契約期間終了日までとする。保証期間中に異常・破損・故障が発生した場合は、正常に機能するように復旧するものとする。この費用については受注者の負担とする。

(6) 賃貸借物の取扱い

賃貸借期間中、住民から照度不足を指摘され、照度が基準値を下回る場合は発注者との協議を行い、受注者の負担で速やかに交換を行うものとする。また、住民から点灯時間の変更を要望された場合、光害等（グレアを含む）を指摘された場合は発注者との協議を行い、受注者の負担で点灯時間の変更、遮光や明るさを軽減する対策を行うものとする。

(7) 賃貸借物の動産保険

受注者は賃貸借物に対して、賃貸借期間中に動産総合保険に加入するものとする。また、これを証明する書類を提出するものとする。

(8) 賃貸借契約期間内の照明施設に係る責任区分

賃貸借期間内の照明施設に係る責任区分は、照明施設を取り付けた既存の柱に関しては発注者、照明施設の灯具及び発行に関する設備（電源装置・配線等）は受注者の責任で維持管理する。

1.4 検査仕様

(1) 検査

- ① 受注者は、施工完了後及び台帳整備の作業が完了した時は、成果品を業務完了報告書と

共に提出し、契約期間開始日までに検査を受けるものとする。灯具については、灯具が使用できる状態で本市立合いの上、点灯及び照度の検査を受けること。検査に要する費用は、全て受注者の負担である。

- ② 検査を受けるに当たって必要な書類等は、受注者で作成し、検査を受けること。
 - ・公園灯付属物一覧表（照明灯）
 - ・公園灯等現地調査点検簿（備考欄に、製造メーカー及び製品名を記載のこと）
- ③ 受注者は、成果品の検査において発注者から補修の必要があると指摘された箇所について、直ちに補修を行い、再検査を受けるものとする。

1.5 LED 照明器具に係る契約の締結

- (1) 賃貸借料は、機器費、取替工事費(管理プレート込)、申請手数料、廃棄物処理費、維持管理費等初期費等に金利等を加算した総額とする。
- (2) 交換工事期間中の賃貸借物件については、交換したものから順次点灯させることとし、交換した箇所においては、不点期間がないようにすること。なお、賃貸借期間の開始までは、無償使用とする。
- (3) 賃貸借契約は、賃貸借期間開始までに、発注者の検査に合格した照明機器の照明灯台帳の提出により、借入数を決定する。

1.6 賃貸借物の支払い

賃貸借料の支払は、全灯 LED 照明器具交換完了及び施設台帳完了後の賃貸借開始日から、賃貸借期間の年度額を年 2 回払いとする。

1.7 その他

- (1) 契約締結後、施工計画書を基に本市と事前に調整を図る。
- (2) 本事業における安全・衛生対策については、関係法令を遵守すること。また、作業の安全性及び環境に配慮すること。
- (3) 本事業の実施において、市及び市民等の所有する建物、設備及び機器等に損害を与えないよう配慮すること。なお、万が一損傷を与えて場合は、受注者において対処すること。
- (4) 本事業を遂行するうえで知り得た情報及び本事業に係る内容は、発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務を遂行するに当たり、設計・施工管理業務を特定の業者に再委託してはならない。
- (6) 設置前および灯具移設時の各種器具等の保管場所、取り外した照明施設等の廃材置き場については、受注者が用意すること。
- (7) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、法令（東大阪市の条例等を含む。）の定めるところによるものの他、発注者及び受注者が協議のうえ定める。

以上